

あま市立篠田小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

1 いじめの定義といじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」平成25年6月28日公布）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校でも起こりえる問題であり、どの子どもであっても被害者にも加害者にもなる」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組み、全力でいじめ防止に努める。

（基本理念）

いじめが、児童の人権及び名誉を著しく毀損するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることに鑑み、学校においては、いじめ防止のために万全の対策を講じるものとする。

（いじめの禁止）

児童は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

（学校及び教職員の責務）

学校及び学校の教職員は、基本的な考え方にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校いじめ対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われる場合には、速やかに当該いじめに係る情報を共有し、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応する。

（1）構成員

全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、学校支援アドバイザー・相談支援員（あま市教育相談センター）、弁護士、医師、教員、スクールソーシャルワーカー、および警察経験者など外部専門家の参加を求める。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

（2）活動

- ①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

(3) 開催

月1回を定例会（職員会議等）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 全ての教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進し、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・道徳集会等を実施する。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめ調査等
 - いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 児童対象生活アンケート調査：自筆【保存期間卒業後3年】年3回（7月、10月、2月）
 - ② Q-U調査 年1回（5月）
 - ③ 教育相談等による児童からの聞き取り調査 年3回（7月、10月、2月）
- イ いじめ相談体制
 - 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置
 - ③ あま市教育相談センターの活用
- ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上
 - いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けた場合、又はいじめの疑いがあると思われた場合について
 - 速やかにいじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

イ 必要があると認められる場合について

いじめを行った児童について、いじめを行った児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じる。

ウ 継続的な措置について

事実関係を確認の上、組織的に対策方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すとともに、事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

エ いじめが「解消している」状態に至った場合について

「解消している」状態に至った後、3か月間は、特に当該いじめの関係児童生徒を日常的に注意深く観察するなど再発防止に努める。

オ その他

ア～エの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

4 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、あま市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。(あま市教育委員会研修においても実施予定)
- (2) 「学校いじめ基本方針」は5月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 共通理解が必要な児童の情報を記録表に残し、週1回の児童情報交流会で報告する。情報を共有することにより、全ての教職員が共通理解しながら対応できるようにする。